

令和6年度（2024年度）
大阪狭山市一般廃棄物処理実施計画



令和6年3月
大 阪 狭 山 市

1 一般廃棄物処理実施計画とは

市町村は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項において区域内のごみの処理計画を定めるよう義務付けられています。大阪狭山市では平成26年（2014年）3月に平成26年度（2014年度）から令和10年度（2028年度）までの15年間を対象とした「大阪狭山市一般廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」といいます。）を策定しました。基本計画に基づき、各年度の具体的な方策を示すために「大阪狭山市一般廃棄物処理実施計画」（以下「実施計画」といいます。）を策定するものです。

2 基本事項

1. 目的

実施計画では上位計画である基本計画で示された方針を基に一般廃棄物の適正処理、減量化、再資源化を図ることを目的とします。

2. 計画期間

令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

3. 計画地域

大阪狭山市内全域

3 一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

1. 一般廃棄物（ごみ）の排出量の見込み

家庭系ごみ	もえるごみ		9,614
	粗大ごみ		1,592
	計		11,206
	資源ごみ	牛乳パック	1
		カン	124
		ビン	308
		ペットボトル	123
		発泡スチロール・トレイ ・その他プラスチック	32
		家庭電化製品・金属類	7
		小型充電式電池	1
	計		596
	集団回収	紙類	1,417
		古布	128
	計		1,545
家庭系ごみ（合計）		13,347	
事業系ごみ	事業系ごみ	3,626	
合計		16,973	

（単位：t）

※一般廃棄物（ごみ）の排出量の見込みは、直近年度（令和4年度（2022年度））の収集実績から算定しています。但し、ペットボトル及び発泡スチロール・トレイ・その他プラスチックは収集頻度の変更（月1回から月2回）に伴い増加が想定されます。

※事業系一般廃棄物の収集運搬許可業者と家庭系ごみ（もえるごみ）の収集運搬委託業者は同一業者であり通常時は効率性の観点から同時に収集を行っていますが、内訳の調査期間を設け、事業系ごみと家庭系ごみ（もえるごみ）の分離収集を実施し、その比率を用いてそれぞれの排出量を算定しています。

※一般廃棄物（ごみ）の発生量の見込みは、一般廃棄物（ごみ）の排出量の見込みと同量とする。

※一般廃棄物（ごみ）の処理量の見込みは、一般廃棄物（ごみ）の排出量の見込みから資源ごみと集団回収を除いた量とする。

2. 一般廃棄物（ごみ）の収集運搬処理体制

（1）ごみの分別区分

「もえるごみ」、「粗大ごみ」、「カン・ビン」、「古紙（紙類・古布）」、「牛乳パック」、「ペットボトル」、「発泡スチロール・トレイ、その他プラスチック製容器包装（一部地域）」、「家庭電化製品・金属類」、「小型充電式電池」の9分別区分とします。

（2）収集方式

各戸収集（ただし、各戸収集が困難な地域はステーション回収とする。）（カン・ビン、牛乳パック、小型充電式電池は拠点回収、古紙（紙類・古布）は集団回収とする。）

(3) 収集運搬及び処理体制

令和6年度（2024年度）（当初時点）での、収集運搬体制は次のとおりとします。

種類	収集・運搬			中間処理		最終処分		
	回数	方法	主体	方法	主体	方法	主体	
家庭系ごみ	もえるごみ	2回/週	各戸	直営 委託業者①	焼却	南河内環境事業組合⑤	埋立	大阪湾広域臨海環境整備センター⑧ 再生資源業者
	粗大ごみ	1回/月	各戸	直営	破碎 焼却	南河内環境事業組合⑤	埋立	大阪湾広域臨海環境整備センター⑧ 再生資源業者
	カン・ビン	週1回程度	拠点	委託業者②	選別 圧縮	委託業者⑥	売却	金属くず業者⑨ ビン製造業者⑩
	ペットボトル	2回/月	各戸	委託業者③	選別 圧縮	委託業者⑥	売却	再生事業者⑪
	発泡スチロール・トレイ・その他プラ	2回/月	各戸	委託業者③	選別 圧縮	委託業者⑥	売却	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の指定工場⑫
	家庭電化製品・金属類	1回/月	各戸	委託業者③	—	—	売却	金属くず業者 ⑬
	牛乳パック	1回/週	拠点	直営	選別	牛乳パック回収協力会⑦	売却	古紙回収業者
	小型充電式電池	随時	拠点	直営	—	—	回収	一般社団法人JBR C⑭
事業系ごみ	もえるごみ	6回/週まで	各事業所	許可業者④	焼却	南河内環境事業組合⑤	埋立	大阪湾広域臨海環境整備センター⑧ 再生資源業者
古紙（紙類・古布）		随時	自治会等	自治会等	—	—	資源化	有価物回収業者

※実施計画における収集運搬体制は引き続き、上記のとおりとしますが、分別品目の拡大等、変更が生じた場合は適宜、見直しを検討することとします。

※家庭系ごみの収集運搬業者については、もえるごみは既存業者の1者随意契約にて、資源ごみ（カン・ビン、ペットボトル、トレイ・プラスチック、家庭電化製品・金属類）は指名競争入札にて決定します。

※事業系ごみについては、許可業者による収集又は直接搬入とします。新規の収集運搬許可にあっては、現在許可をしている業者の車両台数の減少やごみ発生量の増加に伴い、現在の収集運搬能力が不足する場合に限り行うものとします。

※古紙（紙類・古布）については、集団回収の実施団体が任意の有価物回収業者を利用します。

※①～⑭の詳細は別表1に記載します。処理施設の概要は別表3に記載します。

3. 発生抑制・排出抑制計画

(1) 家庭系ごみ

1) シール制度

家庭からのごみ排出を抑制するため、本市では平成8年（1996年）から家庭系ごみのシール制を開始しました。世帯人数に応じた規定枚数を無料で配布し、超過分は有料とすることでシールの枚数の範囲内でごみ排出量の抑制を図ります。住民基本台帳に記録されている世帯を対象に、毎年3月にシールを送付します。

2) 啓発

- 広報誌「広報おおさかさやま」に毎月1人1日当たりのごみ排出量を掲載し、ごみ減量への関心を促します。
- 市ホームページの更新に伴い、ごみの出し方、リサイクルについて多言語化を図ります。
- 大阪狭山市ごみ減量対策推進会議による啓発活動を実施します。
 - ・一般市民公開型の講習会を実施します。
 - ・無料ごみシールの配布時に統計情報やごみ減量アイデアを紹介した啓発チラシ「ごみ減NEWS」を同封します。
 - ・さやま池まつり、産業まつり・環境リサイクルフェアにおいてブースを出展し、ごみ減量啓発活動を展開します。
 - ・生ごみの水切りや雑がみ分別、マイバッグ運動を特集パネルにより啓発します。
 - ・市内の各イベントで発生するごみの減量を啓発する「大阪狭山市ごみ減量マニュアル」の作成について内容を検討します。
 - ・大型のイベント用ごみ箱の貸出しを行います。
- パンフレット「正しいごみの分け方・出し方」を更新し配布します。
- 出前講座、まちづくり大学等でごみ減量への取組みを紹介します。
- 市内催事（さやま池まつり、産業まつり）において、リサイクル品の展示を行うとともに分別、減量相談コーナーを設け、周知啓発に努めます。

3) 助成・支援

●有価物回収奨励金制度

自治会、子供会等で行う古紙類（古紙、段ボール、雑がみ、古布）の回収に対し、1キロ当たり4円の奨励金を支出します。

●生ごみたい肥化容器貸与制度

ボカシ容器、コンポスト容器、たい肥パウダー、ほかし菌の無償貸与を実施します。

●無料ごみシールの追加配布

大人用紙オムツの使用者を対象に無料ごみシールを追加配布します。（要申請・証明書）
乳幼児を対象に無料ごみシールを追加配布します。（要申請・証明書）

(2) 事業系ごみ

1) 多量排出事業計画実施の拡大

市内の多量排出事業者に対し、排出事業計画の提出と実施を周知し、対象事業所の拡大に取り組みます。

2) 事業系ごみの適正排出パンフレットによる啓発

南河内環境事業組合構成市町村で事業系ごみの適正排出を周知するパンフレット等の配布により啓発を行います。

(3) その他

1) 給食センターの調理くずのリサイクル推進

市立学校給食センターの調理くずを南河内環境事業組合資源再生センターへ搬入し、たい肥化リサイクルを実施します。

2) 直接搬入ごみの適正化

直接搬入ごみについて、産業廃棄物や処理困難物の混入を防ぐため、南河内環境事業組合にてチェックを行い、適正化を図ります。

3) プラスチックごみの削減及びリサイクルの推進

大阪府と大阪市が使い捨てプラスチック削減のさらなる推進やプラスチックの資源循環の推進などを盛り込んだ「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」を行い、大阪狭山市もこの宣言に賛同し、令和元年（2019年）6月25日に「おおさかさやまプラスチックごみゼロ宣言」を行っています。

4) マイバッグ使用の啓発

レジ袋の有料化に伴い、制度の周知やマイバッグ使用の啓発を行います。

5) 災害廃棄物処理基本計画の策定

平成30年（2018年）9月には、台風21号の影響により、多くの災害ごみが発生したことを受け、大阪府の災害廃棄物処理基本計画のモデル事業に参加し、災害廃棄物処理について、関係グループとの協議を行い、令和5年度に災害廃棄物処理基本計画を策定しました。

4. リサイクルの推進計画

(1) 家庭系ごみ

1) 資源ごみ回収体制の変更

資源ごみの回収体制について、「ペットボトル」、「発泡スチロール・トレイ、その他プラスチック製容器包装（一部地域）」の収集頻度を月2回とします。

2) プラスチック使用製品廃棄物（プラスチック製容器包装及びプラスチック製品）の分別回収の検討

「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」の制定に伴い努力義務となったプラスチック使用製品廃棄物の分別回収について、先進的モデル地区の事例の情報収集等の調査を行います。また、プラスチック製容器包装の分別収集については現在一部地域で実施しているが、全域での実施も検討します。

3) 古紙等の集団回収実施の啓発

集団回収の未実施の地区・地域について、広報誌やごみ減 NEWS を利用して、奨励金制度の案内や資源リサイクルの啓発を行います。

4) 小型充電式電池の窓口回収

小型充電式電池を原因とする火災が相次いでいることから、ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池の回収ボックスを生活環境グループに引き続き設置します。

5) 小型充電式電池の焼却場等への混入防止対策

毎年度住民基本台帳に登録のある世帯に送付している無料ごみ処理券の封筒に、小型充電式電池の排出方法の啓発チラシを同封します。また、脱着不可の小型充電式電池が内蔵された電子機器の排出時には、「充電電池内蔵」の貼紙をすることをルールとし、収集時に取り分けて処理業者に引きわたす処理方法とすることで、焼却場等への混入を防ぎます。

6) マイクロビーズの流出防止対策

マイクロビーズには、直径が1ミリメートル以下の非常に細かい粒子の発砲スチロールのものもあり、飛散させると回収がとても困難なうえ、雨によって河川に流れ込むと、海洋汚染につながるため、収集時に飛散させないように、防止対策を広報誌、ホームページで周知します。

7) ペットボトル水平リサイクルの実施

令和6年度（2024年度）から南河内地域5市町村（大阪狭山市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村）と共同で従来の容器包装リサイクル協会への資源化委託からペットボトル製造メーカー及び飲料メーカー等と独自の協定を締結し、使用済みペットボトルを新たなペットボトル製品の原料とする水平リサイクルに取り組めます。

8) 家庭用廃食油回収事業の検討

民間事業者と連携した家庭用廃食油の回収事業の実施に向けた検討を行います。

(2) 事業系ごみ

1) 大阪府の再生事業者登録制度の活用

リサイクル処理を行う民間業者の登録制度を活用し、収集運搬許可業者（事業系一般廃棄物）を通じて登録制度の周知を行います。

2) グリーン購入制度の周知

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（グリーン購入法）」を周知し、循環型社会の形成を促進します。

3) スーパー等で廃棄される魚あらについて、大阪狭山市一般廃棄物再生輸送業指定事業者を通じてリサイクル処理を行います。

5. その他

(1) 処理困難物

1) 処理困難物については、清掃工場で処理できないものであることから、引き続き、周知徹底を強化するとともに、市内における処理受け入れ先等を調査し、不法投棄を誘発する原因とならないよう対応します。

2) 医療廃棄物について、注射針、点滴針等の鋭利なもの、感染性の高い廃棄物は、医療機関等を通じて適正に処分を行うよう周知します。

3) パソコンについては、資源有効利用促進法に基づき、製造者によるリサイクルを周知するとともに、プリンター、スキャナーなどの周辺機器については粗大ごみで収集します。また、小型家電リサイクル法に基づく回収方法として、本市協定先のリネットジャパンリサイクル株式会社での宅配便による回収を案内します。

4) 家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）については、家電リサイクル法に基づく適正な排出、収集運搬を周知し、違法回収業者等への排出を抑制します。

(2) 収集運搬体制の検討

容器包装プラスチック類の回収をはじめ、新たな分別区分を設ける場合には、その収集運搬方法が問題となることから、直営収集体制の課題も合わせ、粗大ごみの申込み制度の導入や直営収集員による収集体制の見直しを検討し、分別回収によるリサイクル率の向上とごみの発生抑制を推進します。

6. 資源化量とリサイクル率の実績

		H30	R 1	R2	R3	R4
収集資源	牛乳パック	3	2	3	1	1
	カン	142	144	151	148	124
	ビン	298	296	303	290	308
	ペットボトル	114	118	125	138	123
	白色トレイ・容器包装プラ	32	32	34	31	32
	金属	16	19	20	8	7
	小型充電式電池			1	1	1
	小計	605	611	637	617	596
集団回収	紙類	1,878	1,762	1,568	1,458	1,417
	古布	161	171	156	145	128
	小計	2,039	1,933	1,724	1,603	1,545

(単位:t)

4 一般廃棄物（し尿等）処理実施計画

1. 一般廃棄物（し尿等）の排出量の見込み

区分	排出量(kl)
し尿	260.73
浄化槽汚泥	103.74
計	364.47

※直近年度（令和4年度（2022年度））の収集実績の数値を排出量の見込みとする。

※一般廃棄物（し尿等）の発生量及び処理量の見込みは、排出量の見込みと同量とする。

2. 一般廃棄物（し尿等）の収集運搬処理体制

種類		収集・運搬			最終処分
		回数	方法	主体	主体
し尿	定期収集	2回/月	各戸	委託業者⑮	南河内環境事業組合資源再生センター⑰
	臨時収集	随時	各戸 各事業所	許可業者⑯	南河内環境事業組合資源再生センター⑰
浄化槽汚泥	臨時収集	随時	各戸 各事業所	許可業者⑯	南河内環境事業組合資源再生センター⑰

※新規収集運搬許可にあつては、現在の収集運搬許可業者の車両台数の減少や、し尿発生量の増加に伴い、現在の収集運搬能力が不足する場合に限り行うものとします。

※⑮～⑰の詳細は別表2に記載する。処理施設の概要は別表3に記載する。

別表 1 一般廃棄物（ごみ）処理業者

1. 収集・運搬

(1) 家庭系ごみ委託業者

	業者名	所在地	連絡先
①	(有)日光鍛冶本清掃社	大阪府大阪狭山市岩室二丁目 1 1 6 番地の 8	072-367-5553
②	(株)リサイクルプラザ まえかわ	大阪府富田林市若松町西 2 丁目 1 7 4 2 番地	0721-24-8993
③	(株)エコ・クリーンサ ービス	大阪府大阪狭山市山本北 1 2 3 7 番地	072-365-0744

①は既存業者の 1 者随意契約とする。②・③は指名競争入札にて決定する。

(2) 事業系ごみ許可業者

	業者名	所在地	連絡先
④	(有)日光鍛冶本清掃社	大阪府大阪狭山市岩室二丁目 1 1 6 番地の 8	072-367-5553

既存許可業者の許可期間は令和 5 年度（2023 年度）から令和 6 年度（2024 年度）です。新規収集運搬許可にあっては、現在の収集運搬許可業者の車両台数の減少や、ごみ発生量の増加に伴い、現在の収集運搬能力が不足する場合に限り行うものとします。

2. 中間処理

	業者名	所在地	連絡先
⑤	南河内環境事業組合	大阪府富田林市大字甘南備 2 3 4 5 番地	0721-33-6584
⑥	藤野興業(株)	大阪府富田林市山中田町一丁目 1 1 番 8 号	0721-24-0118
⑦	牛乳パック回収協会	大阪府大阪狭山市今熊一丁目 5 4 0 番 3 号	072-367-7953

⑤は令和 5 年 2 月～令和 7 年 1 月まで改修工事を行うため、焼却ごみの一部を第 2 清掃工場（河内長野市日野 1 5 6 4-3）へ搬入します。

⑦は市民によるボランティア協力団体の為、所在地は作業場、連絡先は生活環境グループを記載しています。

3. 最終処分

	業者名	所在地	連絡先
⑧	大阪湾広域臨海環境整備センター	大阪府大阪市北区中之島二丁目 2 番 2 号 大阪中之島ビル 9 階（本社）	06-6204-1721
⑨（アルミ）	(株)加藤昌商店	大阪府大阪狭山市岩室一丁目 2 5 3 番地の 2	072-366-6074
⑨（鉄）	(株)大伸商店	大阪府富田林市桜井町 2 丁目 1 5 9 0 番の 1	0721-25-3567
⑩	田中ガラス株式会社	兵庫県宝塚市安倉西二丁目 4 番 2 3 号	0797-81-4001

⑪	大栄環境株式会社和泉リサイクルセンター	大阪府和泉市テクノステージ2丁目3番28号	0725-54-3061
⑫	ウツミリサイクルシステムズ株式会社 りんくう工場	大阪府泉南市りんくう南浜4番11号	0724-84-1682
⑬	(株)金光商店	大阪府羽曳野市西浦1240-2	072-959-0515
⑭	一般社団法人JBR C	東京都港区芝公園3-5-8機械振興会館	03-5777-9780

⑨は4ヶ月毎に指名競争入札にて決定する。

別表2 一般廃棄物（し尿等）処理業者

1. 収集・運搬

(1) 委託業者

	業者名	所在地	連絡先
⑮	石川産業(株)	大阪府大阪狭山市池之原二丁目1402番地の2	072-365-0330

⑮は既存業者の1者随意契約とする。

(2) 許可業者

	業者名	所在地	連絡先
⑯	石川産業(株)	大阪府大阪狭山市池之原二丁目1402番地の2	072-365-0330

既存許可業者の許可期間は令和5年度（2023年度）から令和6年度（2024年度）です。新規収集運搬許可にあっては、現在の収集運搬許可業者の車両台数の減少や、し尿発生量の増加に伴い、現在の収集運搬能力が不足する場合に限り行うものとします。

2. 最終処分

	業者名	所在地	連絡先
⑰	南河内環境事業組合資源再生センター	大阪府大阪狭山市東池尻六丁目1622番地の1	072-365-0471

別表3 処理施設の概要

1. 中間処理施設

(1) 南河内環境事業組合第1清掃工場の概要

区分	施設名	焼却処理施設	粗大ごみ処理施設
敷地面積		12,056.72m ²	
工事	着工	昭和 57年 7月 23日	昭和 60年 8月 22日
	竣工	昭和 60年 7月 30日	昭和 61年 3月 31日
処理方法		全連続燃焼式機械炉	衝撃剪断併用回転式
処理能力		300t/24H (150t/24H×2基)	回転式 50t/5H×1基
ピット容量		ごみ 3,225m ³ 灰 350m ³	破砕ごみ 1,497m ³

(2) 資源リサイクルセンターの概要

区分	施設名	カン・ビン 選別施設	ペットボトル 減容施設	廃プラスチック 減容施設	ガラス 再商品化施設
敷地面積		11,284.34m ²			
施設竣工日		平成17年12月1日	平成15年11月13日	平成12年11月22日	平成15年11月13日
処理内容		① カン・ビン混合で袋詰め 収集された資源ごみ の破袋 ② 異物の除去 ③ スチール缶の選別・減容 ④ アルミ缶の選別・減容 ⑤ 透明ビンの選別 ⑥ 茶色ビンの選別 ⑦ その他色ビンの選別	① 袋詰め収集されたペッ トボトルごみの破袋 ② 異物の除去 ③ 減容・梱包	① 袋詰め収集されたそ の他プラスチックごみの破 袋 ② 異物の除去 ③ 減容・梱包	① カン・ビン選別施設から 出たガラス残渣からの 異物除去 ② ガラス残渣の破砕処理 及び再商品化

(3) 牛乳パック整理作業所の概要

	牛乳パック整理作業所
敷地面積	68.04m ²
補完面積	58.00m ²
処理内容	①異物の除去
	②計量・梱包

2. 最終処分

(1) 大阪湾広域臨海環境整備センター(大阪湾フェニックスセンター)の概要

名称	大阪湾広域臨海環境整備センター(大阪湾フェニックスセンター)
根拠法律	広域臨海環境整備センター法(昭和56年法律第76号)
設立	昭和57年3月1日
広域処理対象地区	近畿2府4県169市町村
広域処理場整備対象港湾	4港湾
業 務	① 港湾管理者の委託 ・ 廃棄物埋立護岸の建設及び改良、維持その他の管理 ・ 廃棄物埋立護岸における廃棄物による海面埋立てにより行う土地の造成
	② 地方公共団体の委託 ・ 一般廃棄物等の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理 ・ 一般廃棄物等による海面埋立て ・ 施設の円滑かつ効率的な運営を確保するため搬入施設等の建設及び改良、維持その他の管理
	③ 産業廃棄物の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理並びに産業廃棄物による海面埋立て
	④ 付帯業務
資本金	1億3,690万円
出資団体	地方公共団体(174団体) 港湾管理者(4団体)
管理委員会	管理委員長：大阪府知事 管理委員：滋賀県知事、京都府知事、兵庫県知事、奈良県知事 和歌山県知事、大阪市長、神戸市長

3. し尿処理

(1) 南河内環境事業組合資源再生センターの概要

項目	概要
施設名称	南河内環境事業組合 資源再生センター
所在地	大阪府大阪狭山市東池尻六丁目1622番地の1
処理能力	77k l/日(し尿：28k l/日、浄化槽汚泥：49k l/日)
処理方式	膜分離後負荷脱窒素処理方式+高度処理